



社会福祉協議会における権利擁護支援の取り組み

社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 事務局長 田邊 寿

はじめに 伊賀市及び伊賀市社会福祉協議会の概要

I 日常生活自立支援事業の目的・概要

II 日常生活自立支援事業の利用状況

III 日常生活自立支援事業の特徴

IV 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

今回は日常生活自立支援事業を中心に取り上げます。
全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制
のあり方検討委員会の報告や資料を活用します。

伊賀市の概要

- 三重県北西部の伊賀盆地
- 平成16年11月1日、
1市3町2村が合併し、
伊賀市発足。
- 面積 558.17km²
- 人口 85,108人
- 世帯数 40,580世帯
- 高齢化率 34.1%
(令和6年7月末現在)



社会福祉協議会とは

地域福祉を推進することを目的とする団体として、
「社会福祉法」という法律で定められた、
営利を目的としない団体（民間組織）です。

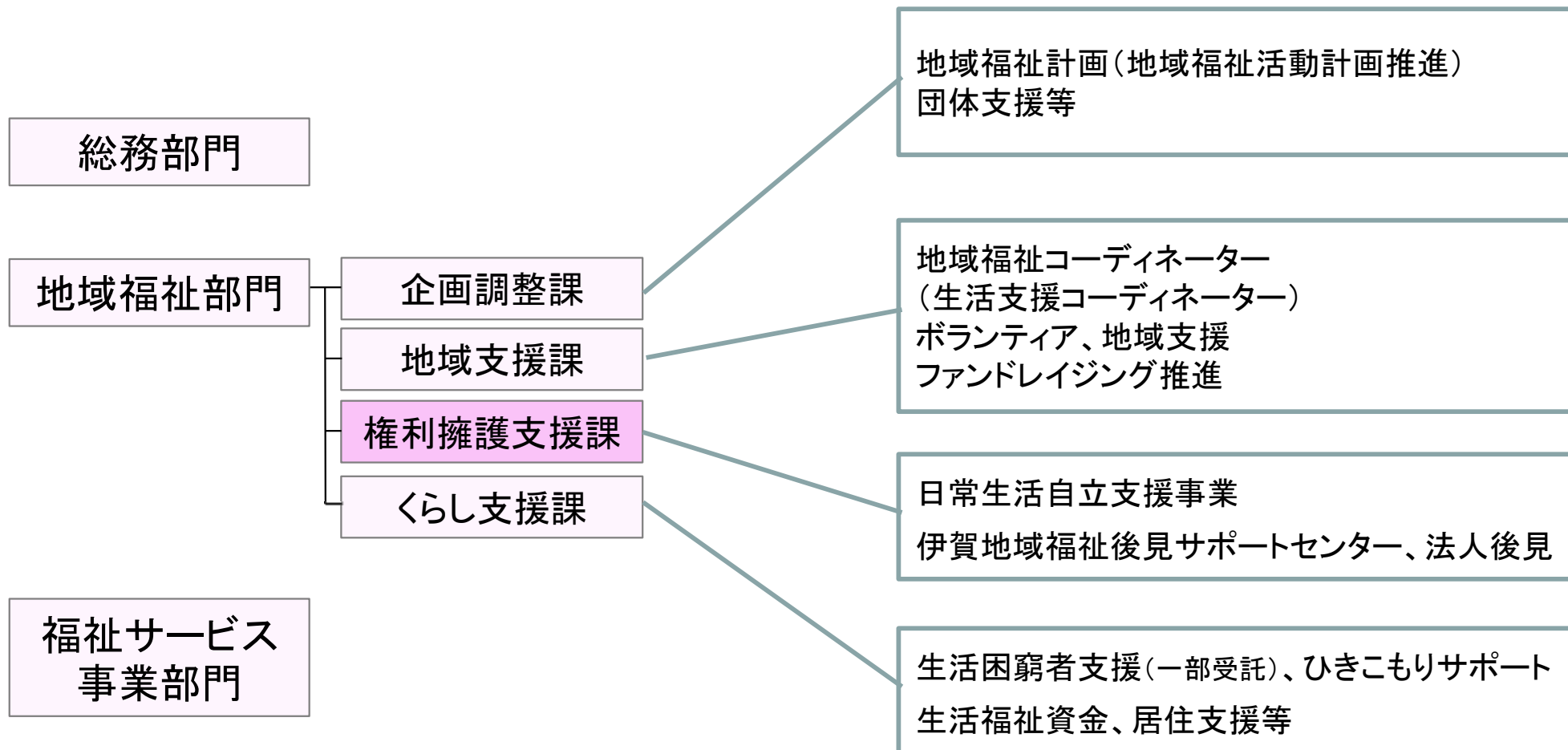
伊賀市社会福祉協議会は、
支援のない場所や危機のある場所に駆けつけ、
子どもからシニア層までの生活課題を解決する、
65年の歴史をもつ民間総合福祉団体です。

地域住民の皆さんや福祉組織・関係者の協働により、地域の福祉課題を共有して、解決する仕組みづくりをすすめること

誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進すること

“緊急時においても『その人らしい生き方』ができる地域社会の実現”

地域福祉部門の体制



日常生活自立支援事業・・・

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行う。【1999年～三重県社協より受託】

日常生活自立支援事業（令和6年3月末契約件数）

認知症高齢者等	34件	
知的障がい者等	47件	
精神障がい者等	60件	
その他	17件	計158件

生活支援員

登録者 72名
現活動者21名

伊賀地域福祉後見サポートセンター・・・

成年後見制度の利用に関する相談や市民後見人の育成支援等を実施。中核機関としての役割を担っている。

【2006年～伊賀市・名張市より受託】

令和5年度相談実人員（重複あり）

認知症高齢者等	136件
知的障がい者等	96件
精神障がい者等	44件
その他	35件
不明	14件

相談延件数	882件
-------	------

伊賀地域福祉後見サポートセンター・・・

成年後見制度の利用に関する相談や市民後見人の育成支援等を実施。2019年～中核機関としての役割を担っている。

【2006年～伊賀市・名張市より受託】

市民後見人等（令和6年3月末）

福祉後見人	候補者	7名
	受任者	3名

累計受任者数	9名
--------	----

養成研修修了者	296名
---------	------

後見人等サポート

後見人のつどい	年4回
---------	-----

継続研修	年1回
------	-----

法人後見事業

社協として法人後見を受任し、身上保護や財産管理等を行う。

【2004年～社協独自事業】

被後見人等（令和6年3月末）

認知症高齢者等	1名	後見5名
知的障がい者等	6名	保佐4名
精神障がい者等	3名	補助1名
保佐監督人	1件	

累計受任者数 28件

I 日常生活自立支援事業の目的・概要

日常生活自立支援事業の概要

全国社会福祉協議会提供資料

目 的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うもの。

対象となる利用者

福祉サービスを利用している
ことに限定しない

「いま、生活上困っていることがないか」
「本事業による援助が効果的かどうか」
を見極める(アセスメントする)



以下①②のいずれの要件にもあてはまる人が本事業の対象となる。

① 判断能力が不十分な人

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人

② 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人

- ★ 認知症の診断、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は必須ではない
- ★ 居宅において生活している人に限定されない
- ★ 「契約の内容に判断し得る能力」は、「契約締結ガイドライン」に基づいて判断する

実施主体

本事業の実施主体は都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。
また、市区町村社会福祉協議会や社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等に事業の一部を委託できることとしている。(**基幹的社会福祉協議会**)

担い手と役割

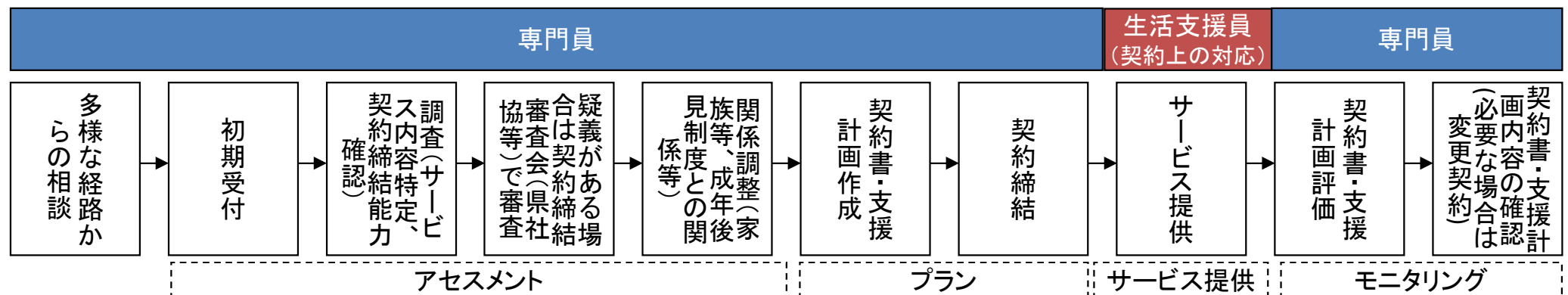
- 1,596箇所の基幹的社協等に4,016人の**専門員**と15,388人の**生活支援員**を配置。(令和5年3月末現在)
- **専門員**は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行う。
- **生活支援員**は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。(原則として基幹的社協等と雇用関係)

援助の方法(基本方針)

生活支援員は、同じ地域の住民であり、生活者の視点で利用者に関わる

- 「相談・助言・情報提供」「連絡調整」を中心に、利用者が自ら各種手続きを行えるよう援助する。
- 必要に応じて「代行」「代理」による援助を行う。「代理権」の範囲は限定的なものとして、利用者の実施主体の間で交わす契約書に定める。(契約締結審査会に諮り慎重に対応する)
- 本人の指示に基づいて預金の払い戻し等の手続きを代理して行う。

援助のプロセス



* 支援計画は、初回の契約締結後、3ヵ月が経過した時点で、本事業の実施状況について確認する。その後は定期的に支援計画の評価を行う。評価の際には、実施しているサービスが利用者本人の状況に適しているか、本人にサービスを継続利用する意思があるか確認する。

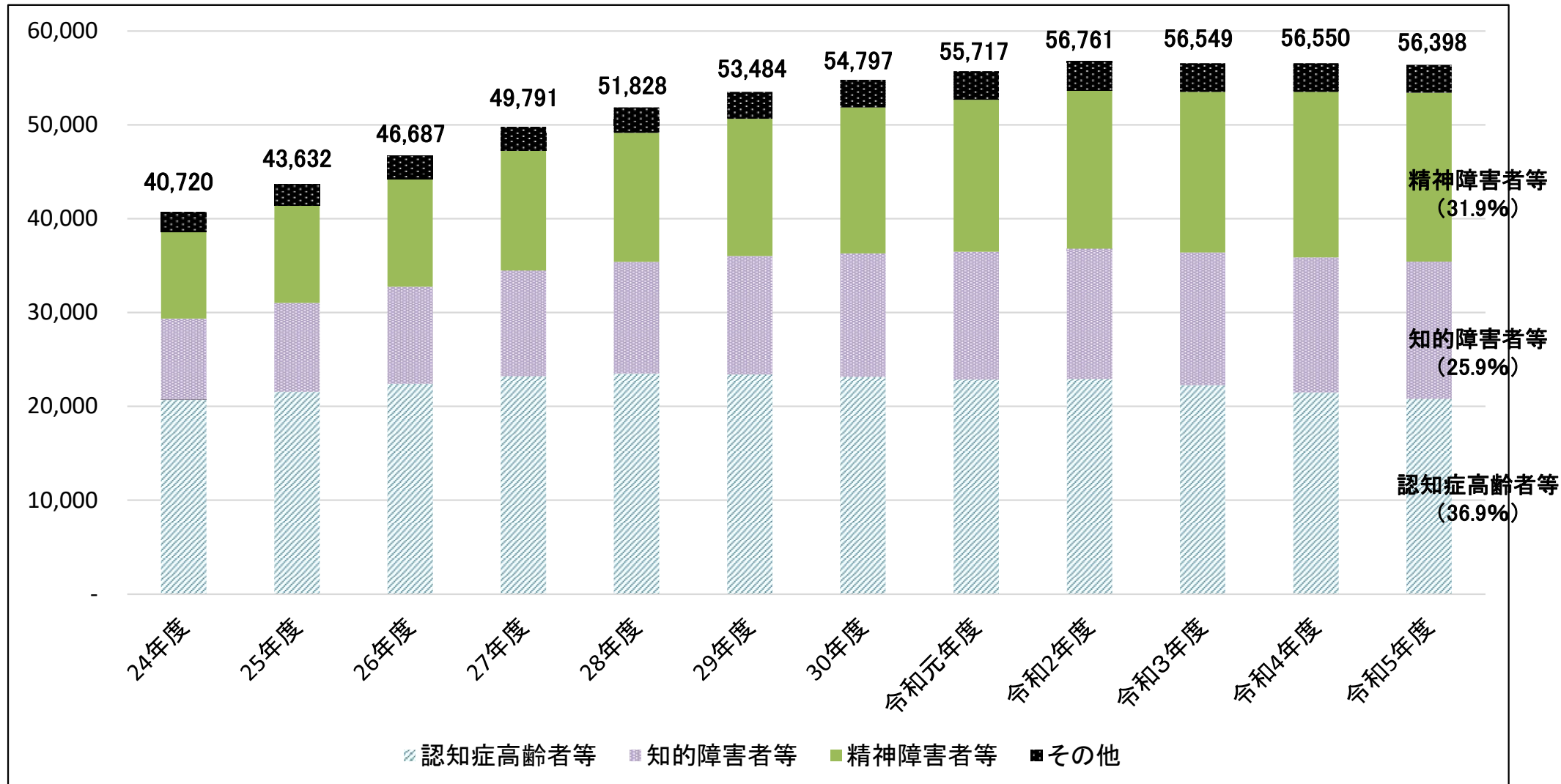
Ⅱ 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業の利用状況

全国社会福祉協議会提供資料

日常生活自立支援事業の実利用者数の推移

日常生活自立支援事業実施状況調査(全社協)



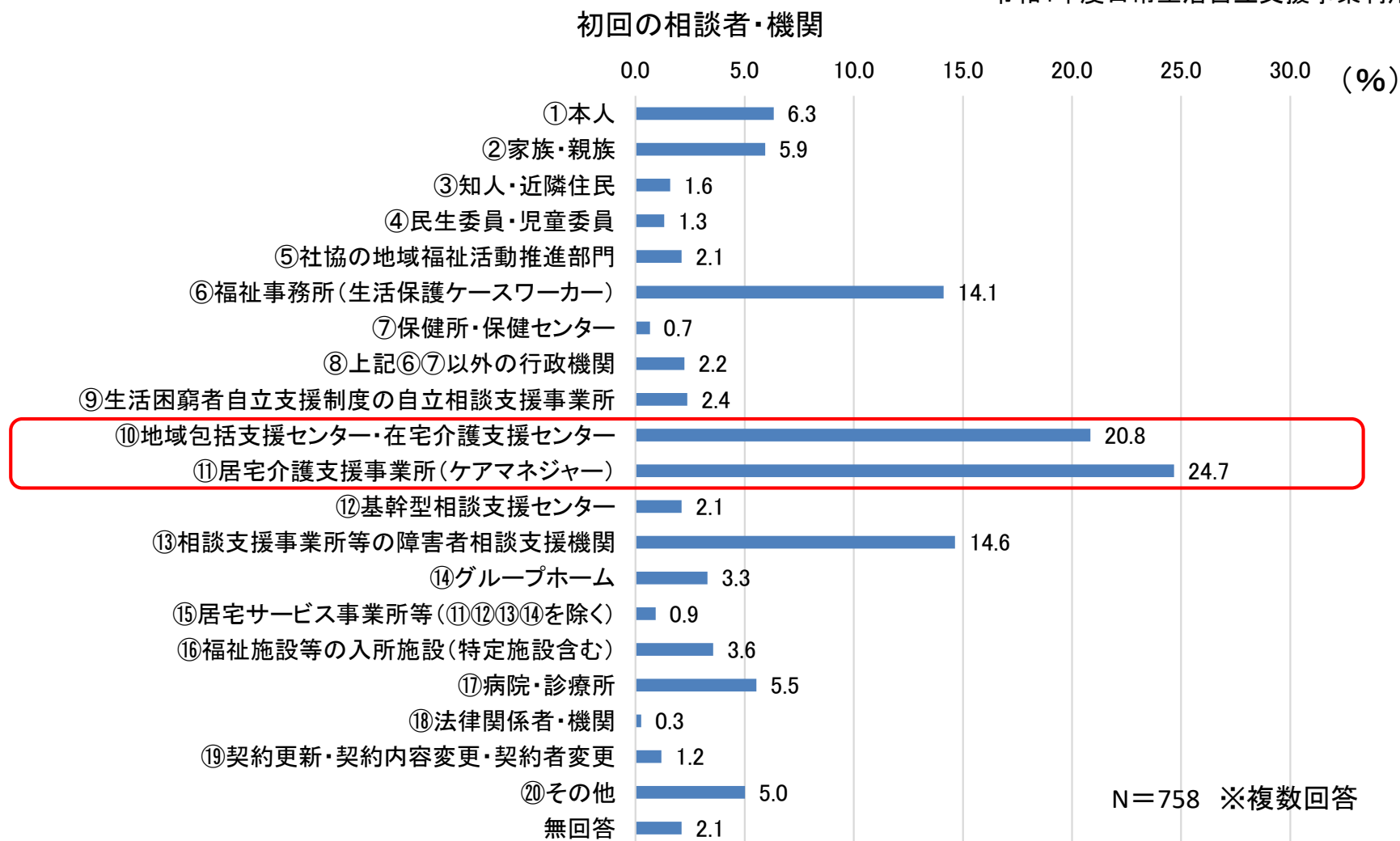
利用者の傾向

全国社会福祉協議会提供資料

- ・ ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、病院など、福祉関係機関からの相談により利用につながることが多い。
- ・ 本人自身は支援の必要性を感じていなかったり、金銭搾取されているにもかかわらずSOSを出せないなどの状況にある。

⇒本人との信頼関係づくり、本人の思いや意思の聞き取りに時間をかける

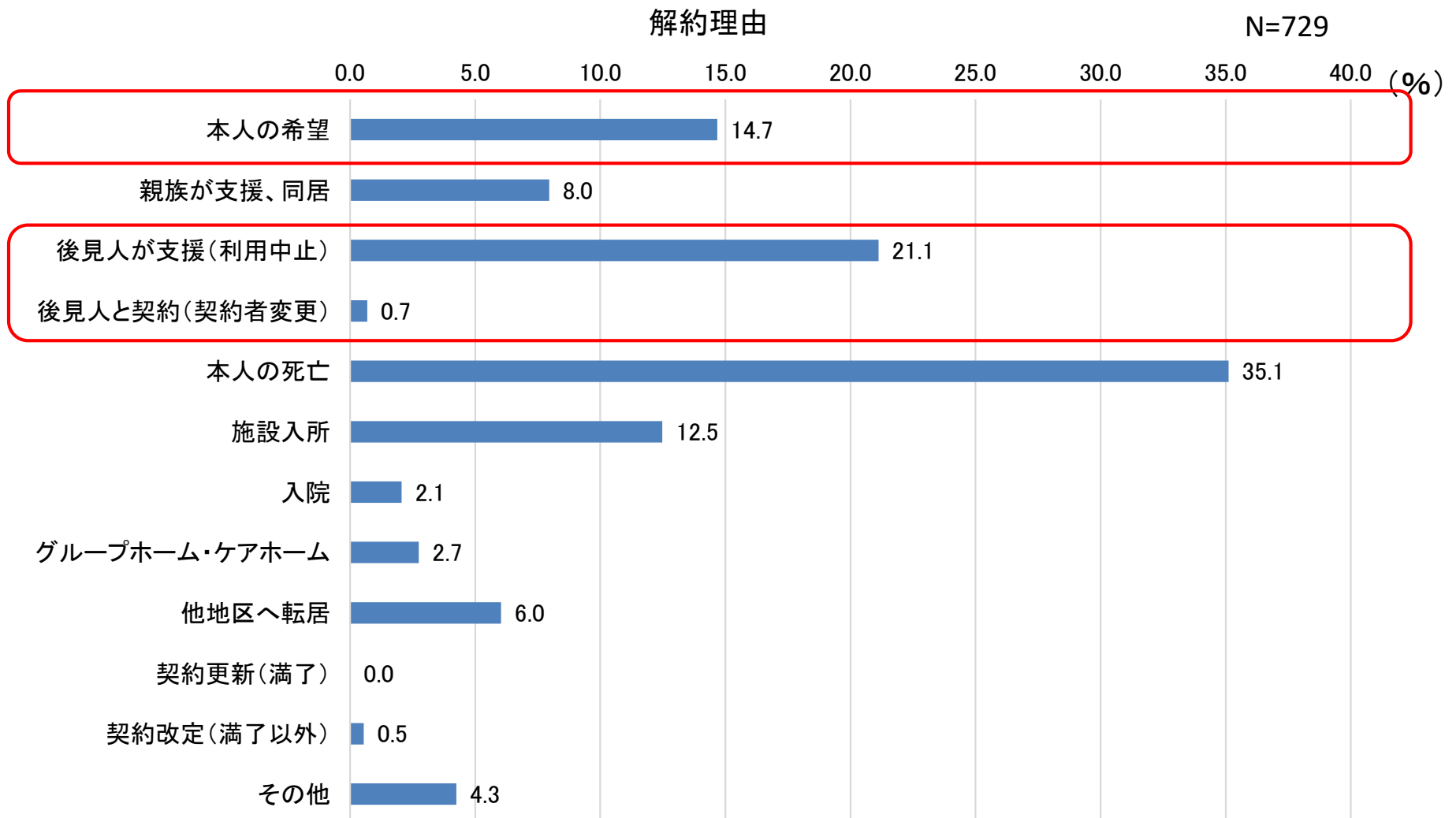
令和4年度日常生活自立支援事業利用状況調査(全社協)



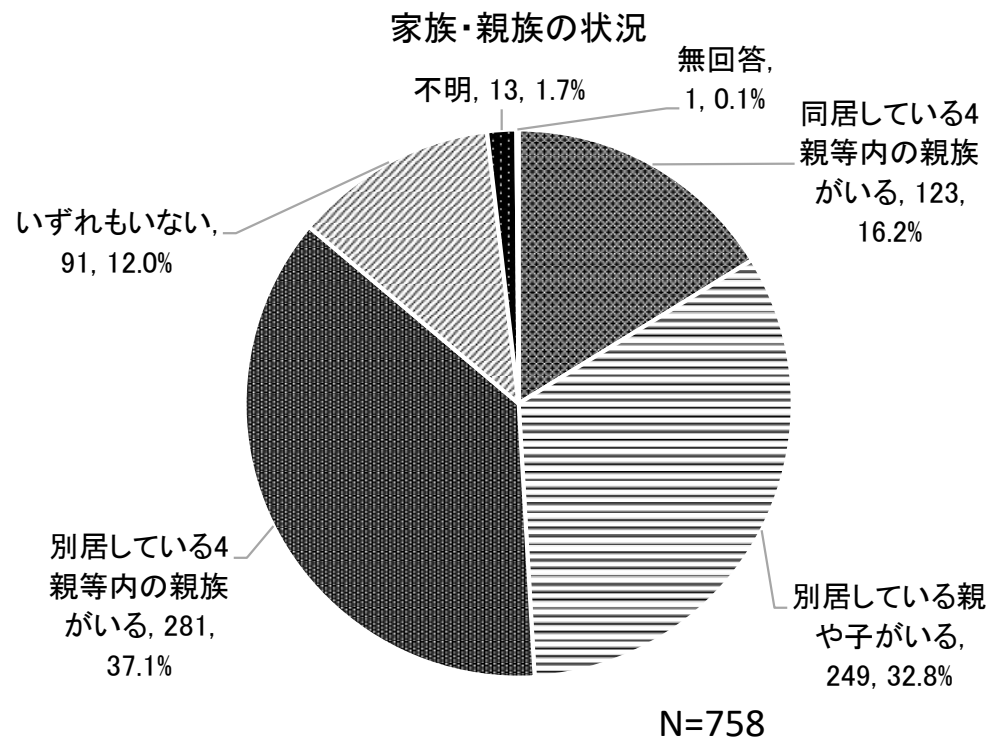
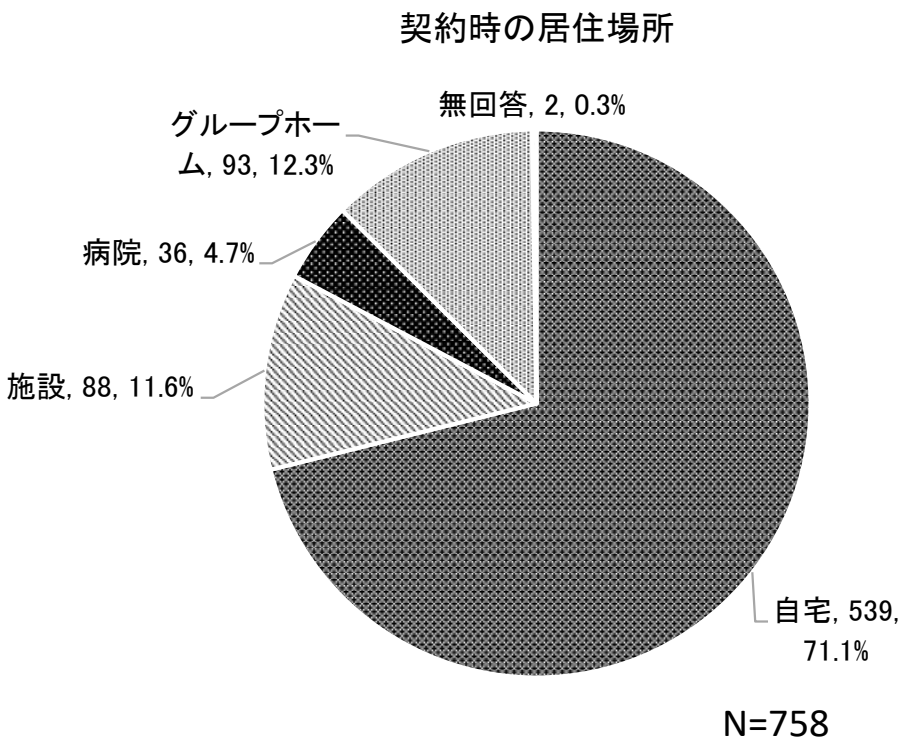
契約終了(解約)の状況

全国社会福祉協議会提供資料

- 日常生活自立支援事業の解約理由としては、「本人の死亡」が35.1%と最も多く、次いで「後見人が支援(利用中止)」が21.1%、「本人の希望」が14.7%となっている。



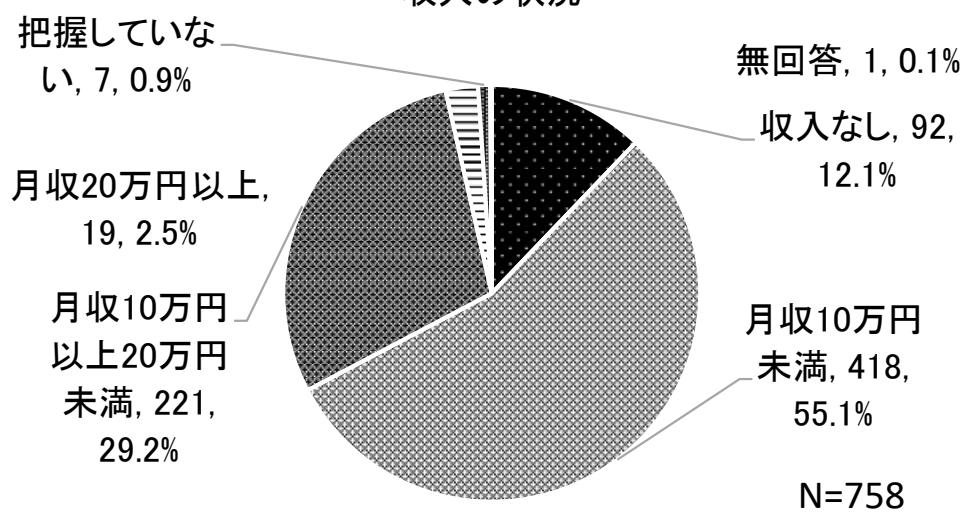
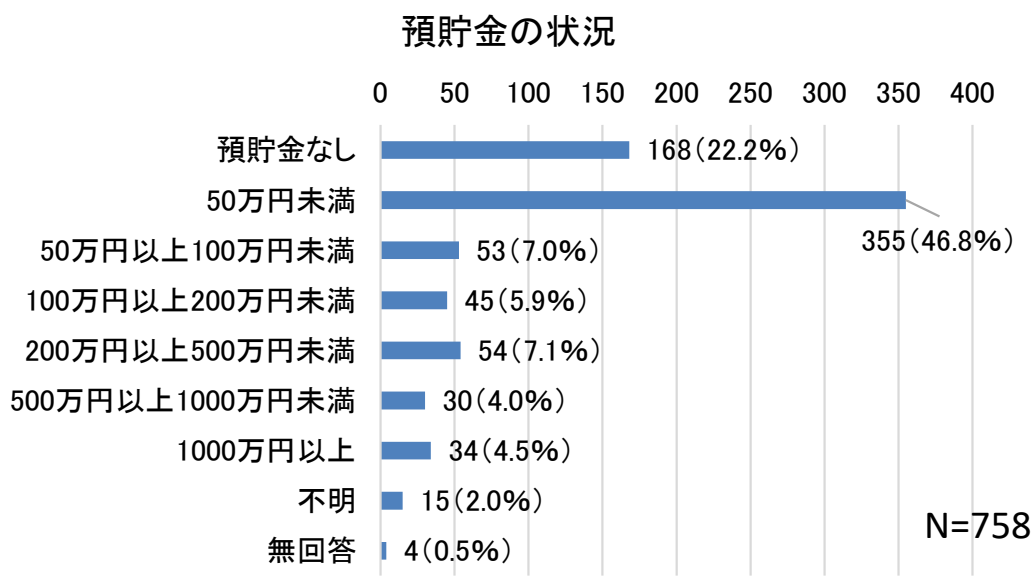
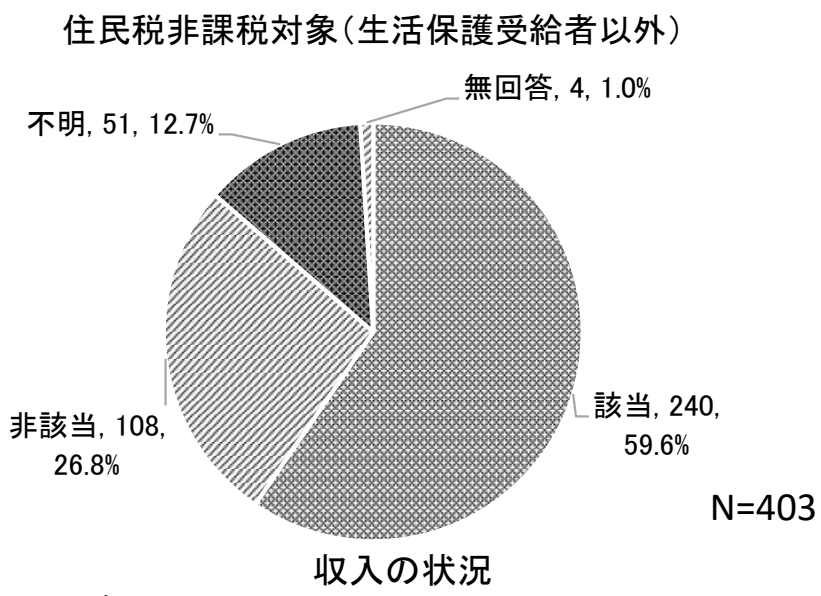
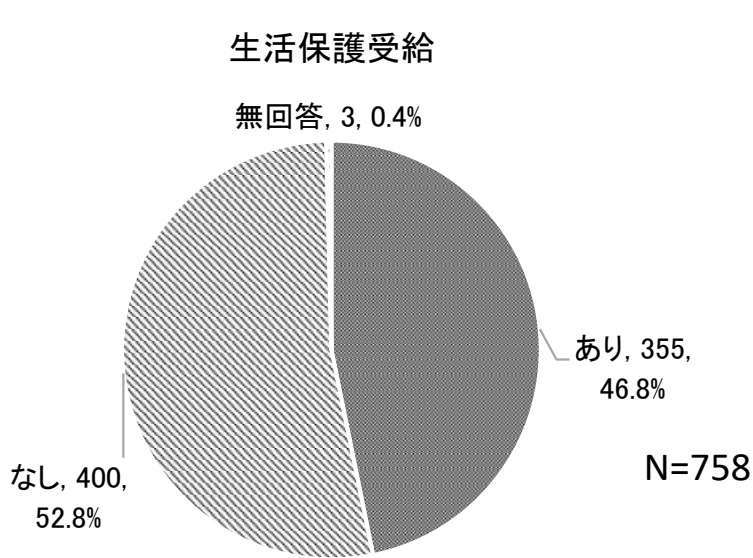
- 契約時の居住場所については、71.1%が自宅、次いでグループホームが12.3%、施設が11.6%であった。
- 家族・親族の状況については、「同居している4親等内の親族がいる」が16.2%であった。別居も含めて親族がいないケースは12.0%となっている。



参考：収入の状況

全国社会福祉協議会提供資料

- 新規利用者のうち、46.8%が生活保護を受給。また、保護受給者以外でも、59.6%が住民税非課税対象。
- 収入の状況は、「収入なし」と「月収10万円未満」をあわせて67.2%。
- 預貯金の状況については、「預貯金なし」と「50万円未満」をあわせて69.0%を占める。



Ⅲ 日常生活自立支援事業の特徴

日常生活自立支援事業の特徴

日常生活自立支援事業の本人への意思能力の確認、金額上限のある預金に限定した代理権の設定など、1999年の事業開始当初から、**地域**において、**社会資源**を活用し、**本人**を主人公にした、**権利擁護支援**や**意思決定支援**にかかる事業を進めてきた。

①判断能力が不十分な人を対象にしつつも、あくまでも利用者本人が福祉サービスの利用等について決めることができるように、意思決定や各種の手続きを支援し、本人の真の願いを実現する支援を目指す権利擁護支援の事業であること。

⇒本人の利用意思に基づく契約である。

「代理」は範囲を限定し、「相談・助言・情報提供」
「連絡調整」を中心に援助

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会作成資料改変

②同じ地域に暮らす住民が支援を担っており、住民参加により支えられていること。

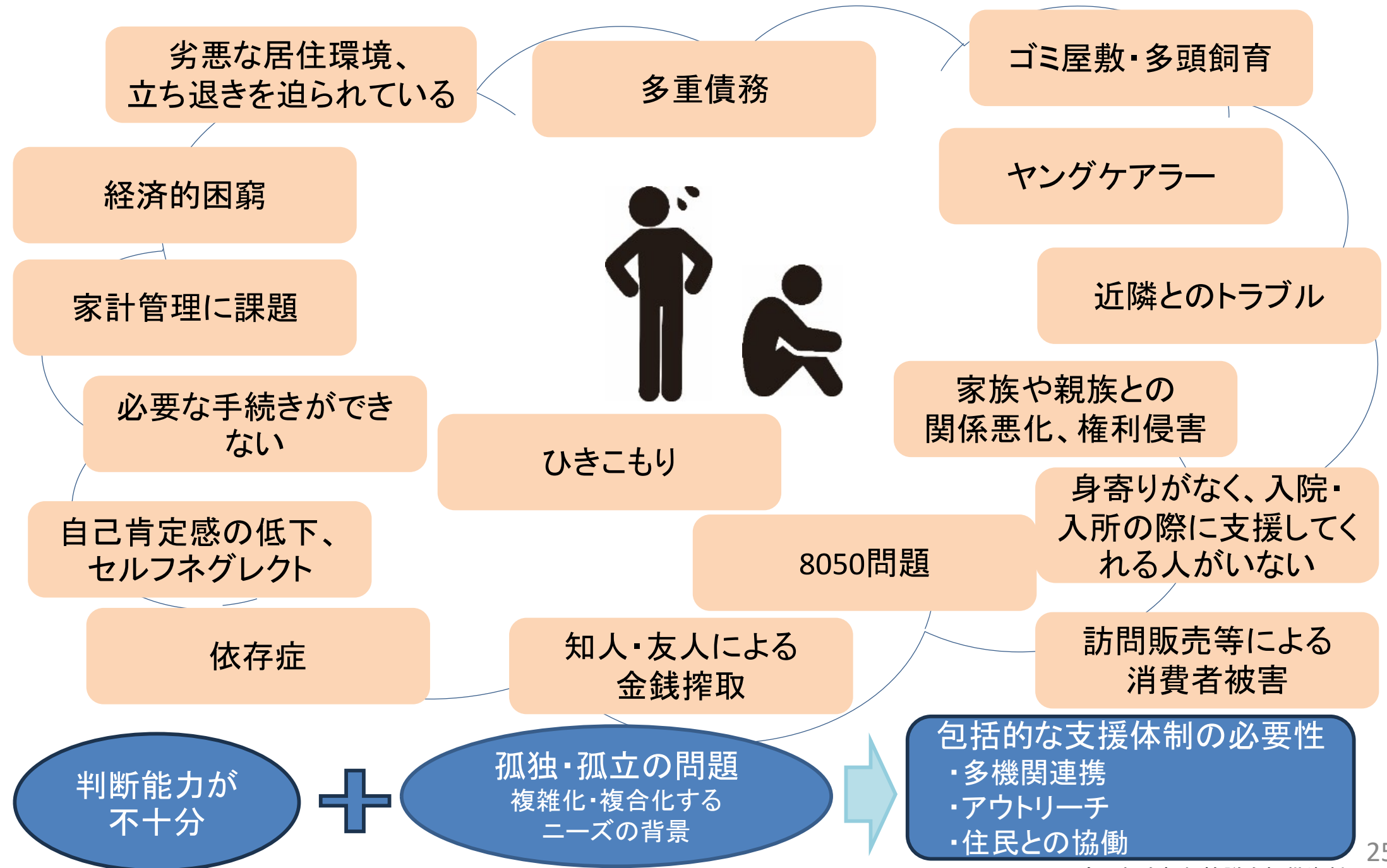
⇒生活支援員の活用

地域によっては、市民後見人等につながる活動になっている。

③本事業だけで自己完結するのではなく、インフォーマルなサービス・活動も含めて地域の社会資源を活用し、利用者の生活を支える地域の援助システムをつくっていくなど地域福祉の視点を重視していること。

⇒地域福祉の視点が重要

日常生活自立支援事業の利用者・世帯に見られる複合的なニーズ



日常生活自立支援事業の特徴（果たしている役割）

①本人の意思決定を支援する役割

- ・契約解除ができる（終わることができる）
- ・そもそも代理が限定的なので、自己決定支援＝意思決定支援を重視せざるを得ない

②複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割

- ・悪質商法の被害など本人の変化に早く気づきやすい
- ・あらゆる資源との連携が可能

③成年後見制度等の権利擁護支援への入り口としての役割

- ・後見制度に比べて利用のハードルが低い
- ・自己負担が比較的安価でわかりやすい

④地域のネットワークをつくる役割

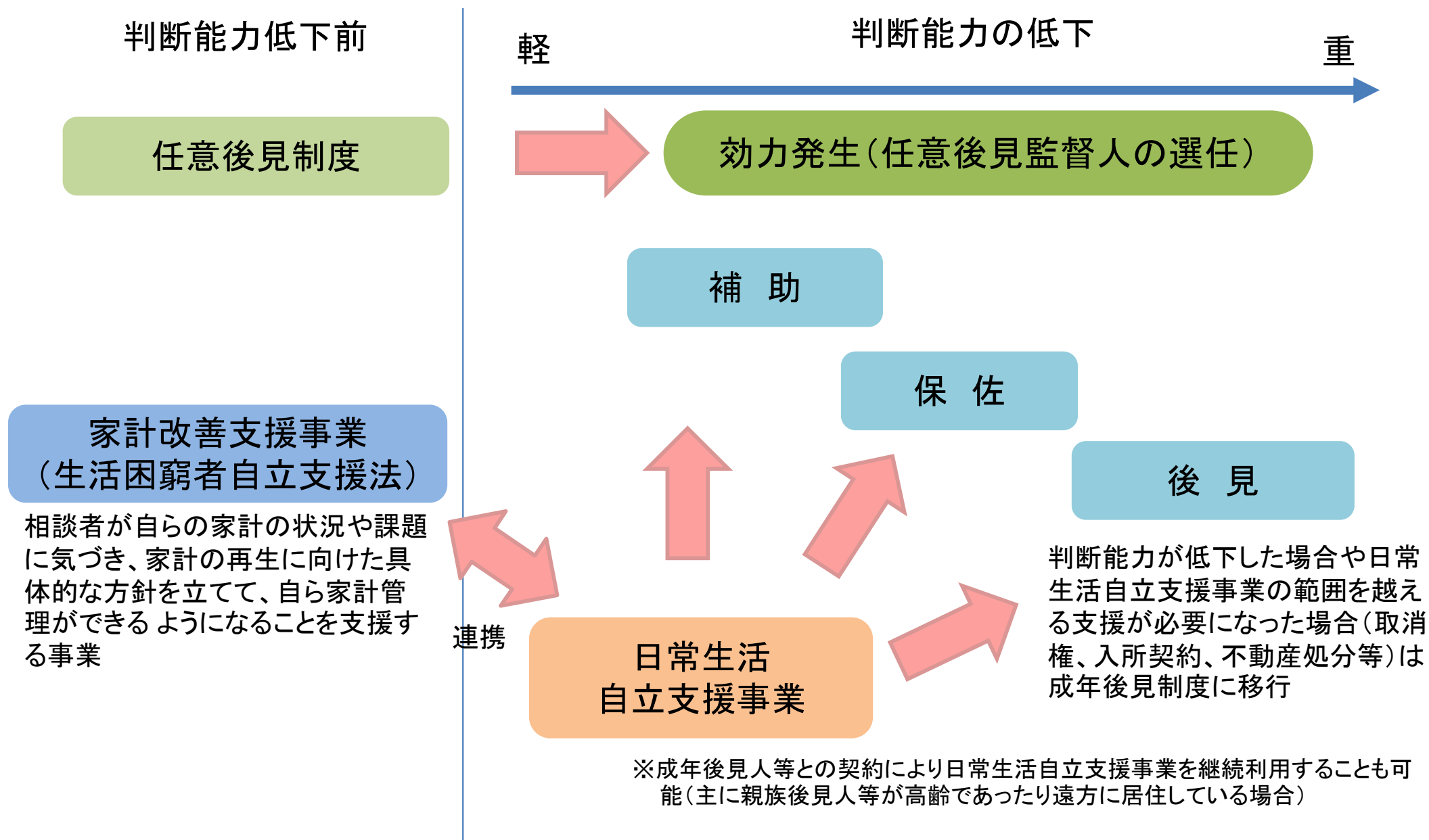
- ・地域住民である生活支援員が、地域で支えている
- ・新たな資源開発につなげやすい

成年後見制度利用促進専門家会議 第2回地域連携ネットワークワーキンググループ資料より

IV 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携

日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携（現行）

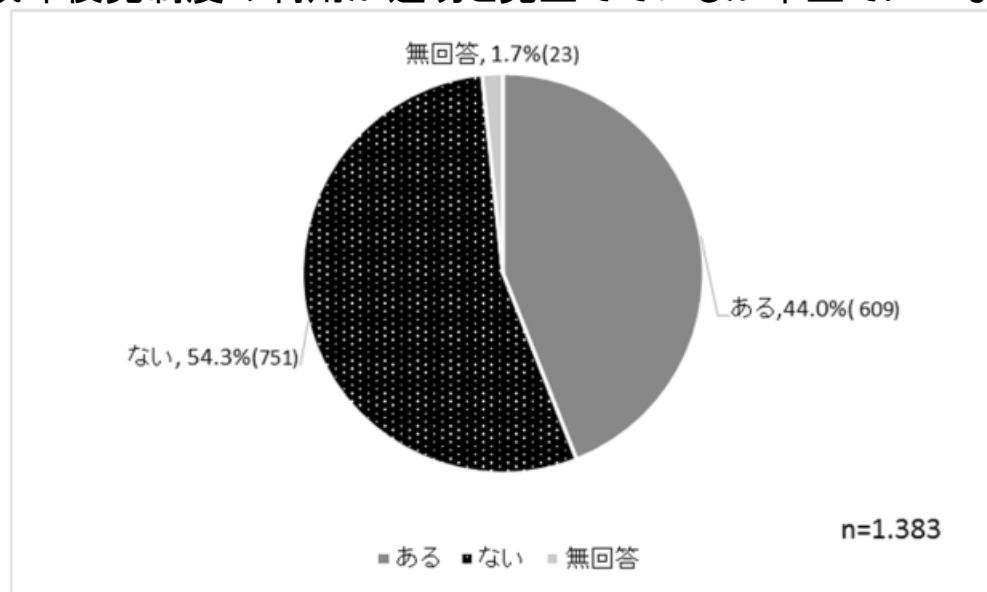
全国社会福祉協議会提供資料



日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携

全国社会福祉協議会提供資料

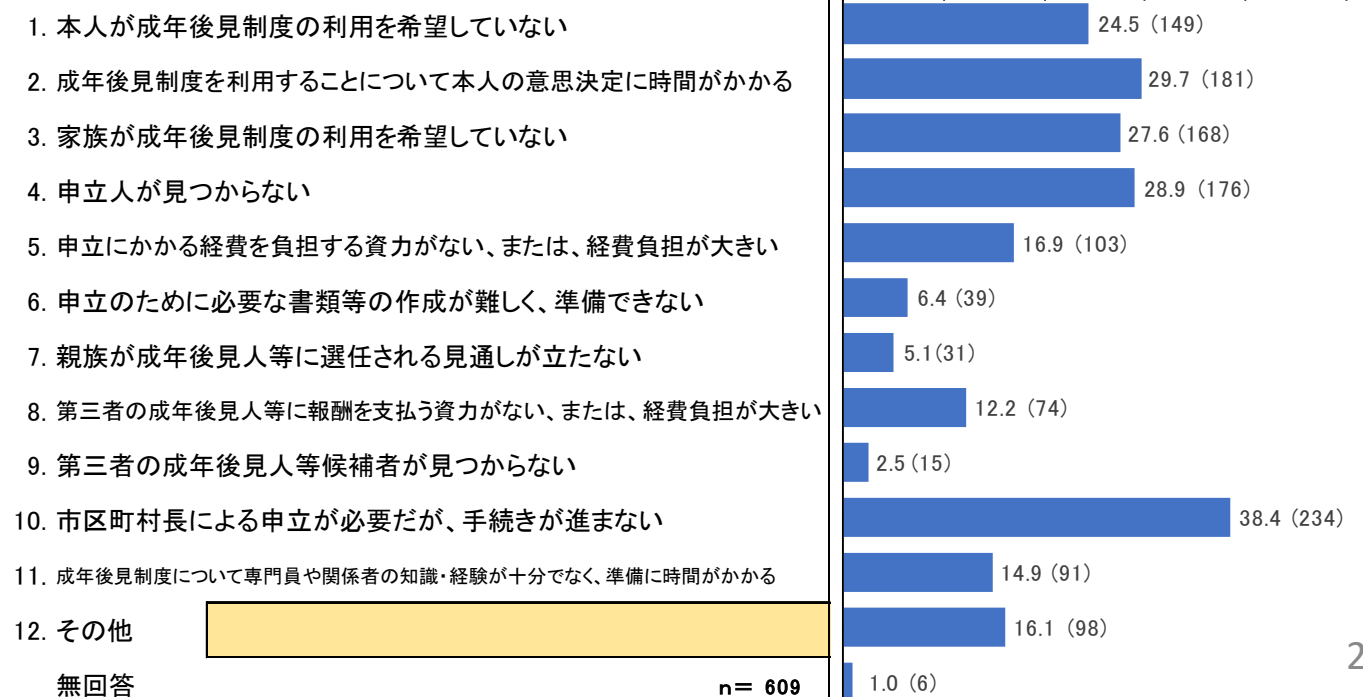
成年後見制度の利用が適切と見立てているが申立てにつながっていないケースの有無



該当ケース数(H30.9.1時点)

合計	平均
2,205件	3.6件

申立てにつながっていない理由



平成30年度 日常生活自立支援
事業実態調査(全社協)

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携からみた課題

- ①成年後見制度の使いづらさ
 - 申立人の確保、市町村長申立
 - 後見報酬等の確保
 - 後見人の確保
 - ⇒成年後見制度の改正による解決を期待
- ②総合的な相談体制・相談コーディネートの実施
 - 包括的支援体制、相談機関、中核機関など
 - ⇒都道府県・市区町村の体制
- ③本事業の弱さ(悪循環)
 - 周知不足
 - 人材確保、財源不足
 - ⇒必要な改善と体制整備を期待
- ④権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
 - どのような体制や事業等の構築をおこなうのか。
 - ⇒それぞれの地域で検討が必要

日常生活自立支援事業を軸とした地域における権利擁護支援の課題(私見)

①日常生活自立支援事業の役割の整理、他制度・事業との連携強化

- 意思決定支援を行う事業、ネットワークを活かした事業として役割の明確化
- 生活保護制度や各分野の相談事業(地域包括、基幹相談、生活困窮等)との連携強化
- 生活支援サービス等につながりにくい人へのアウトリーチ
- 一つの支援に依存しない包括的な支援体制の構築の必要性
- 地域を問わず一定の水準で事業を利用できる体制

②成年後見制度、福祉と司法分野との連携強化

- 本人にとって適切な制度選択、切れ目のない支援に向けた両制度の連携
- どの選択をおこなっても経済的な理由で利用が妨げられないような仕組み
- 地域連携ネットワーク等の機能強化による総合的な権利擁護支援体制

③支援の質の向上、効率化

- 意思決定支援を基盤とした実践の出来る人材育成
- 支援上の課題対応(キャッシュレス、依存症、死後の預かり品返還等)
- 記録、業務管理のICT化の推進
- チェック体制と実施組織への支援体制の強化
- 金融機関等との連携(デジタル技術を有効活用した取り組み)

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

地域の福祉課題は、地域にこそ解決の手だてがある（継続の重要性）

市民やさまざまな関係機関がつながることで大きな力を発揮する（連携）

関係機関及び関係者は、地域福祉を進める調整役（人材）

地域で安心して暮らし続けるために
地域でつくる権利擁護支援ネットワークを

ご清聴ありがとうございました。